

札幌市認可保育所等における事故防止推進事業補助金交付要綱

(平成 30 年 9 月 11 日 子ども未来局長決裁)

(令和元年 7 月 1 日 子ども未来局長決裁)

(令和 3 年 3 月 2 日 子ども未来局長決裁)

(令和 3 年 12 月 14 日 子ども未来局長決裁)

(令和 5 年 11 月 20 日 子ども未来局長決裁)

(令和 7 年 7 月 11 日 子ども未来局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安全かつ安心な保育環境を確保するため、睡眠中の事故防止対策に必要な機器(以下「機器」という。)を導入する保育所等に対し、札幌市が予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 35 条第 4 項の認可を受けた施設をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する施設をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 法第 39 条第 1 項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けている施設をいう。
- (4) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)であって、法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、札幌市長(以下「市長」という。)の認可を受けた事業所をいう。
- (5) 保育所等 前各号に掲げる施設をいう。

(対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、機器の購入費、リース料、導入費用とする。

(要件等)

第 4 条 補助金は、別に定める日までに機器を導入、支払いを完了する保育所等を対象として交付するものとする。

- 2 過去に補助金の交付実績がある場合及び他の事業によりその費用が交付されている場合は対象としない。
- 3 機器は、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つものその他これらと同等の機能を持つものとし、次に掲げるいずれかの条件に該当するものとする。こと。
 - (1) 販売会社が、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていること。
 - (2) 過去に保育所等で機器の導入実績があること。
- 4 機器の対象は 0～2 歳とし、対象となる児童の数以上の機器の導入及び児童に対する複数の

機器の導入は対象としない。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、機器を使用する必要があると市長が認める場合はこの限りでない。

5 機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

6 札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱(平成28年6月1日子ども未来局長決裁)第14条又は札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱(平成9年4月1日民生局長決裁)第8-6に基づき監査結果等が公開対象となり、補助金の募集開始日以前に到来する報告期日までに指導内容の改善が確認できない場合は対象としない。

(補助金額の算定)

第5条 補助金の額は、1施設当たり500,000円を限度とし、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を上限とする。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

(事業実施計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする保育所等は、別に定める日までに、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業実施計画書(別紙様式1。以下「事業実施計画書」という。)を、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 機器のメーカー及び品名等の記載がある見積書及び内訳明細書
- (2) その他市長が別に定める書類

(事業実施計画の承認)

第7条 市長は、事業実施計画書の提出を受けたときは、その承認を行い、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業実施計画承認通知書により、保育所等へ通知することとする。

(事業実施計画の変更申請)

第8条 前条の規定により、事業計画の承認を受けた保育所等が、当該計画の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業実施計画変更承認申請書(別紙様式2。以下「変更承認申請書」という。)により、変更申請を行わなければならない。

(事業実施計画の変更決定)

第9条 市長は、変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業実施計画変更承認通知書により、保育所等へ通知することとする。

(事業実施計画の中止又は廃止)

第10条 第7条の規定により、事業実施計画の承認を受けた保育所等が、当該計画を中止又は廃止しようとするときは、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業実施計画中止・廃止承認申請書(別紙様式3。以下「中止・廃止承認申請書」という。)により申請を行わなければならない。

(事業実施計画の中止又は廃止決定)

第11条 市長は、中止・廃止承認申請書の提出を受けたときは、札幌市認可保育所等における事故防止推進実施計画中止・廃止承認通知書により、保育所等へ通知することとする。

(補助金の交付申請)

第12条 第7条の規定により、事業実施計画の承認を受けた保育所等は、機器の導入後、保育

所等が販売事業者に費用を支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末日。)までに、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業補助金交付申請書(別紙様式4。以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 対象経費の領収書又は販売事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「領収書等」という。)
- (2) 導入した機器のメーカー及び品名等の記載がある納品書
- (3) その他市長が別に定める書類

2 前項に定める領収書等については、次に掲げる条件を満たすものを対象とする。なお、領収書等に訂正のある場合、販売事業者の訂正印のないものは無効である。

- (1) 販売事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額
- (4) 領収額の内訳
- (5) 領収日
- (6) 領収印

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、札幌市認可保育所等における事故防止推進事業補助金交付決定通知書により、保育所等へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条による補助金額の決定後、速やかに補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、保育所等が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、前条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を保育所等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(維持管理)

第17条 機器が納品された日から少なくとも5年間は、当該備品を適切に維持管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助金を活用して取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により

取得し、又は効用の増加した価格が単価 300,000 円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることがある。

(仕入控除税額の報告)

第 19 条 消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別紙様式 5)により速やかに、遅くとも補助金の交付決定日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

- 2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を札幌市に返納しなければならない。

(挙証書類の保管)

第 20 条 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(第 11 条による決定を受けた場合はその日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助金を活用して取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 300,000 円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 3 月 2 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。